

特定非営利活動法人 NEXT LIFE サポートセンター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 NEXT LIFE サポートセンターという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山口県下関市貴船町三丁目1番25号アープラスシアン3階に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害のある者、刑務所出所者、生活困窮者、ホームレス状態にある者、DV被害者、虐待被害者、若年者、高齢者その他生活上又は就労上の困難を抱える者に対して、住まい及び生活支援、就労支援、社会参加支援、障害福祉サービス、更生支援等を行い、支援対象者が地域の中で孤立することなく、安心して自立した生活を送ることができるよう支援することを通じて、再犯防止に資するとともに、誰もが安心して暮らせる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 環境の保全を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 住まい及び生活支援に関する事業
 - ② 就労支援及び社会参加促進に関する事業
 - ③ 再犯防止及び更生支援に資する事業
 - ④ 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
 - ⑤ 介護保険法に基づく居宅サービス事業及び地域福祉に関する事業

- ⑥ 啓発・連携・ネットワーク構築に関する事業
- ⑦ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) その他の事業

- ① 物品販売に関する事業
- ② その他前各号に附帯又は関連する事業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正社員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退職届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名する

ことができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長、1人を常務理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長、常務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長又は常務理事は理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前項の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第 16 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期はそれぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を遂行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任命する。

第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併

- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上からの会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 40 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開催することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 50 条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人の 2 名以上が署名しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前項の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 49 条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電磁的方法をもって少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議決は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面または電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が指名した理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算決議後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告書及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 48 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 49 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 50 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に関する事項を除く)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に関する事項に限る)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 51 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正社員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が解散(合併または破産手続開始の決定による解散を除く。)したときは、残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において選定した者に譲

渡するものとする。

(合併)

第 53 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 この法人の公告はこの法人のホームページに掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲示して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 55 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とする。

理事長	三原 健一
副理事	日高 建一郎
常務理事	下野 理恵
理事	中原 武人
理事	森長 和美
理事	倉本 喜博
理事	藤田 恭夫
理事	林 吾郎
理事	西村 三憲
理事	佐藤 愛
理事	日高 芳美
理事	福島 美香
監事	岡本 浩士

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から令和

9 年 5 月 31 日までとする。

- 4 この法人の事業計画及び活動予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初からの事業年度は、第 48 条の規定にかかわらず、成立の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び年会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人	入会金なし	年会費	なし
	団体・法人	入会金なし	年会費	なし

(2) 賛助会員	個人	入会金なし	年会費	なし
	団体・法人	入会金なし	年会費	なし

役 員 名 簿

特定非営利活動法人NEXTLIFEサポートセンター

役 職 名	(ふりがな) 氏 名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理 事 長	みはら けんいち 三原 健一		有
副理事長	ひだか けんいちろう 日高 建一郎		有
常務理事	しも の り え 下野 理恵		有
理 事	なかはら たけと 中原 武人		無
〃	もりなが かずみ 森長 和美		無
〃	くらもと よしひろ 倉本 喜博		無
〃	ふじた やすお 藤田 恭夫		無
〃	はやし ごろう 林 吾郎		無
〃	にしむら みつのり 西村 三憲		無
〃	ひだか よしみ 日高 芳美		無
〃	さとう あい 佐藤 愛		無
〃	ふくしま み か 福島 美香		無
監 事	おかもと こうじ 岡本 浩士		無

注 「住所又は居所」には、特定非営利活動促進法施行条例第2条各号に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。

2 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。

3 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。

設立趣旨書

1 趣 旨

近年、日本社会では高齢化の進展に加え、障害者、生活困窮者、刑務所出所者等の更生保護対象者、家庭環境や社会的事情により住居や就労の確保が困難な人々への支援が重要な社会課題となっています。住居や就労の機会を得られないことは、社会的孤立や生活困窮、再犯等につながる要因となるため、地域社会全体での支援体制の充実が求められています。当法人は、高齢者及び障害者をはじめ、生活上の困難を抱える人々に対し、居住支援や生活支援、就労支援等を行うことで、自立と社会参加を促進し、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的としています。具体的には、自立準備ホーム及びシェルターの運営による居住支援や生活支援、就労継続支援B型事業による就労機会の提供など、利用者の状況やニーズに応じた支援を実施します。

これまでの相談支援活動や地域での支援活動を通じて、継続的かつ専門的な支援の必要性を強く認識してきました。そのため、これらの公益的な活動を安定的に実施し、行政機関や関係団体との連携を強化するとともに、社会的信用を高めるため、特定非営利活動法人を設立することとしました。

本法人は、支援を必要とする人々の自立支援と社会復帰を促進し、地域福祉の向上及び安全で安心な地域社会の実現に貢献することで、不特定多数の者の利益の増進に寄与することを目的として、特定非営利活動法人の認証を申請するものです。

2 申請に至るまでの経過

私たちはこれまで、生活困窮者、障害者、刑務所出所者等の更生保護対象者をはじめ、生活上の困難を抱える方々からの生活相談や就労相談を受けて来ました。また、人材派遣業を営んできた上で、住居の確保や就労機会の不足により自立が困難な状況に置かれている方々に寄り添い実感してきました。

地域においては、相談支援や生活支援、関係機関との連携による支援活動を行う中で、一時的な支援にとどまらず、居住支援から就労支援までを継続的かつ総合的に提供できる体

制の必要性を強く認識するようになりました。特に、刑務所出所者等については、住居や就労先の確保が困難であり、社会復帰や再出発を支える支援の場が不足している現状があります。

こうした課題に対応するため、自立準備ホーム及びシェルターの運営による居住支援や生活支援、就労継続支援B型事業による就労機会の提供を行い、利用者が地域社会の中で安心して生活しながら自立を目指せる環境を整備する必要があるとの認識に至りました。

そこで、令和8年5月11日、これらの課題解決に関心を持つ地域の有志が集まり、支援活動の現状や今後の在り方について協議を行いました。その結果、公益性の高い活動を組織的かつ継続的に実施し、行政機関や関係団体との連携を強化しながら社会的信用を確保していくためには、特定非営利活動法人として法人格を取得することが必要であるとの結論に至りました。

その後、設立発起人会を開催し、法人の設立目的、事業計画及び定款の内容等について検討を重ねた結果、全員満場一致で法人設立を進めることを決定しました。さらに、令和8年6月4日に設立総会を開催し、設立代表者を選出するとともに、理事及び監事就任、設立趣旨、定款及び事業計画等について決議をし、出席者全員満場一致で承認を得ました。以上の経過を経て、生活困窮者、障害者、刑務所出所者等をはじめとする支援を必要とする人々の自立支援及び社会参加の促進を図り、地域福祉の向上に寄与することを目的として、ここに特定非営利活動法人の認証を申請するものです。

令和8年 6月 5日

特定非営利活動法人NEXTLIFEサポートセンター

設立代表者 住所:

氏名: 三原 健一

令和8年度事業計画書

成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人NEXT LIFEサポートセンター

1 事業実施の方針

初年度は事業の基盤を整備する事に重点を置き、障害者自立就労支援事業で下関市より支給して頂く家庭小型家電を障害者が解体し、資源のリサイクルを実施します。また、地元の食材を利用した飲食店をオープンさせ、障害のある方に、仕込み、調理、接客等の就労支援を実施します。障害者の就労支援等を行うことで、自立と社会参加を促進を目指します。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (千円)
④障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	障害者継続就労支援事業の開始に向け国保連合会への請求等に対応する管理請求システムを整備する。	(A)令和8年10月～令和9年3月 (B)下関市内（法人事務所） (C)3人	(D)障害福祉サービスの利用予定者 (E)6名以上	1,250
	障害のある方が就労訓練を行う飲食提供事業の作業場所を確保し、設備・調理器材等を整備する。	(A)令和8年10月～11月 (B)下関市内（店舗予定地） (C)2名	—	1,480
	障害のある方が就労訓練を行う小型家電の解体をする作業場所を確保し、設備等を整備する。	(A)令和8年10月～11月 (B)下関市内（店舗予定地） (C)2名		
	障害のある方の就労訓練・生産活動として、飲食店での活動を実施する。	(A)令和8年12月～令和9年3月 (B)下関市内（店舗予定地） (C)2名	(D)障害福祉サービスの利用予定者、障害ある方 (E)3名以上	1,460
	障害のある方の就労訓練・生産活動として、下関市から提供を受ける使用済み小型家電を解体し、資源リサイクルを行う。	(A)令和8年12月～令和9年3月 (B)下関市内（店舗予定地） (C)2名		
⑥啓発・連携・ネットワーク構築に関する事業	ホームページ作成 障害者のための相談窓口を開設する。	(A)令和8年9月～11月 (B)下関市内（法人事務所） (C)1人	(D)障害のある方、家族、支援関係者、地域住民など (E)不特定多数 （相談対応は3名を想定）	350
	ホームページ更新 活動状況報告等	(A)令和8年12月～令和9年3月 (B)下関市内（法人事務所） (C)1人		
	特別支援学校、社会福祉協議会等と連携し、障害のある方の就労支援に関する説明会を実施する。	(A)令和8年9月～11月 (B)下関市社会福祉協議会・南総合支援学校・下関総合支援学校 (C)3人	(D)障害のある方、家族、学校関係者、福関係機関など (E)3名以上	830
①住まい及び生活支援に関する事業	自立準備ホーム設立に伴う申請準備を行う	(A)令和8年11月～12月 (B)下関市内（法人事務所） (C)2人	—	500
	自立準備ホーム物件調査 (個人・不動産)	(A)令和8年12月～令和9年3月 (B)下関市内 (C)2人	—	250

※今年度はその他の事業の予定はありません。

令和9年度事業計画書

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人NEXT LIFEサポートセンター

1 事業実施の方針

次年度は、設立年度に整備した事業基盤を活用し、特定非営利活動のさらなる充実を図る。

自立準備ホーム及びシェルターの運営による居住支援や生活支援、就労継続支援B型事業による就労機会の提供を行い、利用者が地域社会の中で安心して生活しながら自立を目指せる環境を整備する。

関係機関や地域団体との連携を強化し、NPO活動の普及啓発と地域社会の活性化を目指す。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額 (千円)
④障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	障害のある方の就労訓練・生産活動として、飲食店での活動を実施する。	(A)令和9年4月～令和10年3月 (B)下関市内（店舗予定地） (C)2名	(D)障害福祉サービスの利用予定者、障害のある方 (E)3名以上	2,040
	障害のある方の就労訓練・生産活動として、下関市から提供を受ける使用済み小型家電を解体し、資源リサイクルを継続して行う。	(A)令和9年4月～令和10年3月 (B)下関市内（店舗予定地） (C)2名		
①住まい及び生活支援に関する事業	自立準備ホーム契約及びシェルター設備工事・保険加入等	(A)令和9年4月～6月 (B)下関市内 (C)3人	—	3,053
	自立準備ホーム 消防点検及び整備 生活用品準備	(A)令和9年4月～6月 (B)下関市内 (C)3人	—	3,060
②就労支援及び社会参加促進に関する事業	保護観察所からの相談及び入居準備（自立準備ホーム）	(A)令和9年4月～12月 (B)下関市内 (C)2人（保護司）	(D)今後、自立準備ホームの利用を想定する刑務所出所者等 (E)3名以上	2,250
	下関市社会福祉協議会から相談及び紹介（シェルター）	(A)令和9年4月～12月 (B)下関市内（法人事務所） (C)1人	(D)住まい及び生活支援を必要とする方 (E)3名以上	1,950
⑥啓発・連携・ネットワーク構築に関する事業	障害者募集説明会の実施活動	(A)令和9年9月～11月 (B)下関市社会福祉協議会・下関南総合支援学校・下関総合支援学校 (C)3人	(D)障害のある方、家族、学校関係者、福祉関係機関など (E)3名以上、2機関程度	1,950
	ホームページ更新 活動状況報告等	(A)令和9年4月～令和10年3月 (B)下関市内（法人事務所） (C)1人	(D)障害のある方、家族、支援関係者、地域住民など (E)不特定多数 (相談対応は3名を想定)	

※今年度はその他の事業の予定はありません。

令和8年度 活動予算書
 設立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人NEXT LIFEサポートセンター
 (単位:円)

科目	特定非営利活動 に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	0		0
賛助会員受取会費	0		0
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
4 事業収益			
障害福祉サービス等事業収益	4,800,000		4,800,000
小型家電リサイクル事業収益	1,200,000		1,200,000
飲食提供事業収益	1,200,000		1,200,000
自立準備ホーム事業収益	0		0
5 その他収益			
受取利息	0		0
雑収益	0		0
経常収益計	7,200,000	0	7,200,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当 (職員給与)	3,245,000		3,245,000
利用者工賃 (B型)	960,000		960,000
法定福利費	150,000		150,000
福利厚生費	15,000		15,000
人件費計	4,370,000	0	4,370,000
(2) その他経費			
会議費	25,000		25,000
地代家賃	300,000		300,000
水道光熱費	80,000		80,000
支払保険料 (自動車・火災・障害等)	220,000		220,000
作業場準備費	865,000		865,000
送迎車メンテナンス代	200,000		200,000
送迎ガソリン代	60,000		60,000
その他経費計	1,750,000	0	1,750,000
事業費計	6,120,000	0	6,120,000
2 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	845,000		845,000
法定福利費	25,000		25,000
福利厚生費	5,000		5,000
人件費計	875,000	0	875,000
(2) その他経費			
会議費 (理事会・総会等)	50,000		50,000
システム管理費 (国保連請求等)	50,000		50,000
事務用品購入費	10,000		10,000
ガソリン代	70,000		70,000
その他経費計	180,000	0	180,000
管理費計	1,055,000	0	1,055,000
経常費用計	7,175,000	0	7,175,000
当期経常増減額	25,000	0	25,000
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	25,000	0	25,000
設立時繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			25,000

※今年度はその他の事業を実施していません

令和9年度 活動予算書
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで
特定非営利活動法人NEXT LIFEサポートセンター
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	130,000		130,000
賛助会員受取会費	0		0
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		0
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
4 事業収益			
障害福祉サービス等事業収益	11,520,000		11,520,000
小型家電リサイクル事業収益	2,400,000		2,400,000
飲食提供事業収益	2,400,000		2,400,000
自立準備ホーム事業収益	1,824,000		1,824,000
5 その他収益			
受取利息	0		0
雑収益	0		0
経常収益計	18,274,000	0	18,274,000
II 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当（職員給与）	8,688,000		8,688,000
利用者工賃（B型）	2,604,000		2,604,000
法定福利費	160,000		160,000
福利厚生費	36,000		36,000
人件費計	11,488,000	0	11,488,000
(2) その他経費			
会議費	75,000		75,000
地代家賃	500,000		500,000
水道光熱費	220,000		220,000
支払保険料（自動車・火災・障害等）	300,000		300,000
作業場準備費	200,000		200,000
準備ホーム準備費用	720,000		720,000
送迎車メンテナンス代	600,000		600,000
送迎ガソリン代	200,000		200,000
その他経費計	2,815,000	0	2,815,000
事業費計	14,303,000	0	14,303,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	900,000		900,000
給料手当	2,208,000		2,208,000
法定福利費	60,000		60,000
福利厚生費	12,000		12,000
人件費計	3,180,000	0	3,180,000
(2) その他経費			
会議費（理事総会等）	100,000		100,000
システム利用料等（国保連請求等）	117,600		117,600
事務用品購入費	20,000		20,000
ガソリン代	100,000		100,000
その他経費計	337,600	0	337,600
管理費計	3,517,600	0	3,517,600
経常費用計	17,820,600	0	17,820,600
当期経常増減額	453,400	0	453,400
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	453,400	0	453,400
前期繰越正味財産額			25,000
次期繰越正味財産額			478,400

※今年度はその他の事業を実施していません